処　分　基　準

令和７年３月１日作成

法　　令　　名	銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項	第９条の２第２項
処 分 の 概 要	指定射撃場の指定の解除
原権者（委任先）	三重県公安委員会
法 令 の 定 め	銃砲刀剣類所持等取締法第５条第１項（許可の基準）、同第５条の２第２項第２号・第３号（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例）、同第９条の２第１項（指定射撃場の指定）・第２項 指定射撃場の指定に関する内閣府令第２条（射撃を行う銃砲の種類による指定射撃場の種類）、同第３条（指定射撃場の種類ごとの区分）、同第４条（位置に関する基準）、同第５条（構造設備の基準）、同第６条（設置者の基準）、同第６条の２（管理者の基準）、同第８条・第９条（指定射撃場の管理方法の基準）、同第14条（指定の解除）
処　分　基　準	別紙のとおり
問 い 合 わ せ 先	三重県警察本部生活安全部生活安全企画課(059-222-0110)
備　　考	

別紙

処　分　基　準：

指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和37年総理府令第46号）に定める基準に適合しなくなった場合は、原則として指定を解除することとするが、短期間のうちに基準に適合するように改善等することが見込まれ、かつ、それまでの間、休業等の措置を執ろうとする場合には、解除しないことができる。

なお、指定射撃場の指定に関する内閣府令の基準の解釈等は次のとおり。

１　同府令第６条の２第１号に掲げる事由のうち、

⑴　法第５条第１項第９号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。

⑵　法第５条第１項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。

注１　暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に掲げるものをいう。

注２　暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成３年国家公安委員会規則第８号）に掲げるものをいう。

⑶　法第５条第１項第18号の「相当な理由」とは、銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。

２　同府令第６条の２第２号の規定に該当する者とは、射撃を行おうとする者の銃砲や実包が、指定に係る種類の銃砲及びその銃砲に使用する実包であるか否かの識別、当該銃砲への実包の正しい装填手順の確認等ができるなど、射撃場の適正な管理に必要な銃砲と実包に関する知識を有している者をいう。

３　同府令第６条の２第３号の規定に該当する者とは、指定に係る種類の銃砲の射撃に習熟し、かつ適正な射撃動作に関する知識等射撃中の危害防止のために必要な知識を有している者をいう。